



The
Building
Center
of
Japan

HR住-500-13
平成12年 7月19日制定
平成18年 3月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成23年11月 7日改訂

低層住宅の特別評価方法認定のための

試験申請要領

(構造の安定に関すること)



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 住宅課

目 次

1. 申請の対象	1
2. 申請の区分	1
3. 審査対象委員会	1
4. 申請に必要な図書等	1
5. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー	2
6. 試験用提出図書作成要領	5
【記載例】木造の準耐力壁の構造方法	6
8. 図書最終版の作成要領	13

1. 申請の対象

本要領は、地階を除く階数が3以下の住宅等（以下「低層住宅」という）で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条第1項の規定に基づき、特別評価方法認定に係る試験（構造の安定に関すること）を申請する案件に適用するものです。

試験（構造の安定に関すること）とは、平成13年国土交通省告示第1347号（評価方法基準）第5の1-1から1-4(2)ロまでの評価事項に該当し、かつ、同(3)評価方法基準に定めのない特別な評価方法に関する試験を行うことをいいます。

2. 申請の区分

①時刻歴応答解析に基づく構造方法

審査は、原則として、別に定めるガイドラインに基づき評価方法基準第5の1-1から1-4(2)ロ評価事項に照らして適合していることを審査致します。

なお、建築基準法施行令第36条第2項三号、第3項二号の規定による性能評価と同時にを行うことを原則としていますので、「時刻歴応答解析建築物性能評価申請要領（BR住-503）」もご参照ください。

②木造の準耐力壁の構造方法

審査は、原則として、別に定めるガイドラインに基づき、評価方法基準第5の1-1(3)ニ①の表1、1-2(3)ニ及び1-3(3)ニに照らして適合していることを審査します。

また、建築基準法施行令第46条第4項表1（八）の規定に基づく認定に係る性能評価と同時にすることもできますので、「木造の耐力壁及びその倍率の性能評価（BR住-504）」も併せて、ご参照ください。

3. 審査対象委員会

木質系低層住宅：木質系住宅構造審査委員会（上記2. ①、②）

鉄鋼系低層住宅：鉄鋼系住宅構造審査委員会（上記2. ①）

コンクリート系低層住宅：コンクリート系住宅構造審査委員会（上記2. ①）

4. 申請に必要な図書等

申請に必要な提出図書等の内容、提出部数及び提出期日は下表のとおりです。事前に、担当職員にご連絡の上、郵送していただいても結構です。

	提出図書等の内容	提出部数	提出期日
①試験申請書	・試験申請書（様式HF01-01）に必要事項を記入したもの	1部	審査委員会受付の1週間前まで
②試験用提出図書	・6. 試験用提出図書作成要領 参照	1部	
③審査委員会受付用資料	・②試験用提出図書の抜粋 ・事務局との打合せにより必要箇所を抜粋して作成してください。	※	審査委員会受付の前日まで
④提出図書（部会用資料）	・②と同じもの	3部	部会当日
⑤指摘事項回答書及び追加資料	・前回の指摘事項回答書（様式 HF50-06）	3部	
⑥審査委員会報告用資料	・②提出図書の抜粋 ・担当試験員の指示により必要箇所を抜粋して作成してください。	※1	審査委員会報告の前日まで
⑦試験の結果の証明書に用いる別添	・6. 試験用提出図書作成要領 参照 ・審査委員会及び部会における指摘等により訂正されたもの	1部	審査委員会報告の翌日以降
⑧図書最終版	・8. 図書最終版の作成要領 参照 ・指摘事項回答書も含む。	2部	審査委員会報告後

※1 各委員会で部数が異なりますので、担当職員までご確認ください。

5. 申請から大臣認定までの標準的な事務手続きフロー

I. 申請事前 打合せ

1. 事前打合せ

- (1) 事前打合せから試験の結果の証明書発行までの手順、審査スケジュール、試験用提出図書（以下、「提出図書」という。）及び部数、その他不明な点については、評定部担当職員（以下、「担当職員」という）と事前に打合せを行ってください。
- (2) 提出図書の作成については、本要領の「6. 提出図書作成要領」をご覧ください。提出部数等については、本要領の「4. 申請に必要な図書等」をご覧ください。
- (3) 申請に際しましては、本要領の他に以下の書類を必ずご覧ください
 - ① 試験業務のご案内（HR-500）
 - ② 試験業務規程（HR-01）
 - ③ 試験業務約款（HR-505）
 - ④ 料金一覧表（HR-510）
 - ⑤ 構造の安定に関する試験業務方法書（HR共-01）

2. 申請受付の締切

本申請受付は、原則として毎月1回行っています。申請受付の締切日は、審査委員会の1週間前（1週間前が祝祭日の場合はその前日）になっております。

審査委員会の日程については、下記により担当職員にお問い合わせいただくか、ホームページにアクセスしてください。

3. 問い合わせ先

一般財団法人日本建築センター評定部住宅課
TEL : 03-5283-0467 FAX : 03-5281-2823
URL : <http://www.bcj.or.jp/schedule.html>

II. 申請受付

1. 申請受付

- (1) 試験申請者は、申請受付締切日の午後5時30分までに、以下の申請図書等を担当職員まで提出してください。（担当職員と事前打合せを行っている場合は、連絡の上、郵送可。）
 - ① 試験申請書（様式HF01-01） ・ ・ ・ 1部
 - ② 試験用提出図書 ・ ・ ・ 1部
- (2) 担当職員は、提出図書について以下の事項の確認を行い、不備がないときは受付を致します。
 - ① 申請に係る特別評価方法が、試験業務規定（HR-01）第6条に定める試験の業務の範囲に該当するものであること。
 - ② 提出図書に形式上の不備がないこと。
 - ③ 提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - ④ 提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
 - ⑤ 提出図書に記載された内容に明らかな瑕疵がないこと。

担当職員受付後、審査委員会前日の午後5時45分までに、以下の資料を担当職員まで提出してください。（担当職員に連絡の上、郵送可。）

II. 申請受付

- (3) 提出図書に不備等を認めたときは、担当職員の指定する日までに補正していただいた後、再び(2)の確認を行います。
- (4) 提出図書の不備等について補正の余地がないと判断したときは、不受理通知書を発行し、提出図書等を返却いたします。
- (5) 技術的な判断を必要とするため、担当職員が(2)の確認ができない場合は、審査委員会に諮った後、その確認を行います。

2. 審査委員会における受付ヒアリング

審査委員会において、当日ヒアリングを実施させていただく場合があります。ヒアリングの有無及び予定時間については、申請受付締切後、審査委員会の3日前までにメール等にて申請書連絡先へご連絡します。申請内容によっては、審査委員会委員長と相談の上、担当職員が代わりに審査委員会にて説明を行う場合もあります。

III. 審査委員会における受理

1. 審査委員会における受理

担当職員は、提出図書に基づき、申請内容を審査委員会に諮ります。

審査委員会において、ヒアリングを行う案件は、委員会提出資料に基づき概要説明(説明:10分程度、質疑応答:10分程度)を行っていただきます。その際の指摘事項については、指摘事項回答書(HF50-06)に記録し、書類審査(部会)の際に提出してください。

審査委員会は、申請内容を聴取した上で受理の可否を判断し、受理が承諾されましたら担当試験員を決定し部会を構成します。

また、IIの1.(5)に該当する案件については、審査委員会に諮り、受理の可否について審査を行います。

2. 審査委員会受理の結果連絡

受理の可否、担当試験員及び部会日程等は、審査委員会の翌日(委員会が金曜日の場合は翌週月曜日)にメール等により申請書連絡先へご連絡致します。

受理することが承諾されましたら別途、承諾書又は試験申請書に承諾印を押印したものの写しを交付致します。

3. 試験料金の請求

申請の受理後、試験料金の請求書を発行致しますので、当財団が指定する支払期日までにお支払いください。

試験料金が支払期日まで振込まれない場合は、契約が解除される場合がございますので、ご了承ください。

IV. 担当試験員による書類審査

1. 部会による書類審査

(1) 申請案件の部会は、2名以上の担当試験員により審査されます。

(2) 部会当日は、提出図書2部、指摘事項回答書及び追加資料を各3部(担当試験員+担当職員用)をご提出ください。

(3) 申請者は、部会において、提出図書に基づき詳細な説明を行っていただき、問題点が全て解決されるまで何度も行われます。部会において問題点が解決された案件については、担当試験員より最も近い時期に開催される審査委員会に審議内容の報告が行われます。



2. 審査における留意事項

- (1) 正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期依頼書 (HF50-07) を提出していただきます。
- (2) 審査は、技術指導を行うものではありませんので、申請者側の対応等により、審査期間内 (受付を承諾した日より6ヶ月) に審査が終了しない場合、証明をしない旨の通知書 (HF01-05) を発行し、審査を打ち切る場合がございます。

3. 取り下げ

申請者の都合により審査期間中に申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届 (HF01-06) を担当職員に提出してください。

1. 審査委員会報告

部会での審査が終了した後、審査委員会において最終的な審議を行い、適否を判断します。審査委員会においては、担当試験員により報告が行われます。審査委員会用資料は、担当試験員の指示により必要箇所を抜粋して作成してください。

その際に必要となる資料を、審査委員会前日の午後5時30分までに、担当職員まで提出してください。(郵送可。)

2. 審査委員会報告の結果連絡

報告案件の承認の適否、試験番号、試験年月日及び以後の手続き等は、審査委員会後に審査終了通知書をFAX等にて申請者 (連絡先) へご連絡します。なお、審査が継続となった案件は、理由を添えて審査保留通知書をメール等にて申請者 (連絡先) へご連絡します。

審査委員会において報告が了承されましたら、試験の結果の証明書が作成されます。

試験の結果の証明書の作成にあたり、部会における指摘等により訂正された提出図書を担当職員へ提出してください。

1. 試験の結果の証明書の発行

審査委員会及び各部会における指摘事項等により訂正された審査資料を整備した図書最終版 (8. 図書最終版作成要領参照、指摘事項回答書も含む) を2部作成し、担当職員にご提出ください。

図書最終版は、担当職員において内容確認を行い、1部は確認印を押印しご返却致します。残りの1部は当財団において保管させていただきますのでご了承ください。

原則として、上記の図書最終版の提出と引き換えに、試験の結果の証明書を発行致します。

1. 特別評価方法認定

試験の結果の証明書が発行されましたら、国土交通省住宅局住宅生産課 (TEL: 03-5253-8111 (代表)) に特別評価方法認定申請を行ってください。

特別評価方法認定は、特別評価方法認定申請書 (施行規則別記第59号様式 (第78条関係)) に試験の結果の証明書の現本を添付し、国土交通省住宅局住宅生産課にご提出ください。

6. 試験用提出図書作成要領

<留意事項>

※試験用提出図書は、A4版縦使いとし、差し替え可能なファイルを使用してください。なお、A4版に納まらない図面等は、A3版折り込みでも結構です。

※提出図書には、頁を付し、通し頁の冒頭にはそれぞれ目次を付してください。

※必要に応じ項目毎にインデックスを使用してください。

※文字は日本語とし、原則としてワープロ打ちとしてください。

※試験用提出図書の一部が「試験の結果の証明書」に記載されることとなります。

○本要領2.申請区分①の「時刻歴応答解析に基づく構造方法」については、担当職員までご相談ください。

○本要領2.申請区分②の「木造の準耐力壁の構造方法」については、次ページ記載例中の1.から8.までが、「試験の結果の証明書」に記載されることとなります。図等に記入される単語においては、建築基準法又は住宅の品質確保の促進等に関する法律の条文において使用されている文言としてください。

例)

「梁」→「はり」、「桁」→「けた」、「石膏ボード」→「せっこうボード」、
「釘」→「くぎ」

■表紙及び背表紙

※表紙及び背表紙には、件名、申請者（会社名）、申請年月を記載してください。

■試験申請書

※試験申請書（HF01-01）の写しを添付してください。

→受付受理後、承諾印を押印した試験申請書（HF01-01）の写しを交付した場合は、当該写しに差し替えてください。

■目次

※試験用提出図書全体の目次を付してください。

■本文

※試験申請のための提出図書は、「試験申請書」に以下の図書を添付してください。

- ①特別評価方法により代えられる該当評価方法基準の部分を示した図書
- ②特別評価方法の内容を明らかに示した図書
- ③特別評価方法の妥当性の根拠を示す図書

【記載例】木造の準耐力壁の構造方法(せっこうボードに用いるねじ等の例)

※下記の1.から8.までは、試験の結果の証明書(大臣認定書の別添)となる部分です。書類中の図等は、極力データにて作成してください。

※注意:申請案件の実例に併せて適宜修正してください。

件名:せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法

目次

1. 当該試験に基づき認定を受けようとする特別評価方法の名称	●
2. 試験の申請者の氏名又は名称及び住所	●
3. 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項	●
4. 当該特別評価方法によって代えられる評価方法基準の部分	●
5. 試験の区分	●
6. 当該特別評価方法の内容	●
7. 試験の内容	
(1) 試験の結果	●
8. 試験の概要	
8.1 面内せん断試験	●
8.2 接合耐力試験(引抜き試験、せん断試験)	●
9. 製造・施工要領書等	●
10. 試験成績書	●
11. 関連資料	●
12. 指摘事項回答書	●

1. 当該試験に基づき認定を受けようとする特別評価方法の名称

例)

せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法

2. 試験の申請者の氏名又は名称及び住所

例)

株式会社 センターホーム
東京都千代田区神田錦町●-●-●

3. 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

例)

1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)

4. 当該特別評価方法によって代えられる評価方法基準の部分

例)

評価方法基準(平成13年国土交通省告示1347号:平成●年●月●日改正)第5の1-1
(3)ホ①表1(1)欄

5. 試験の区分

例)

特別の構造方法に関する試験

6. 当該特別評価方法の内容

	(い) 軸組の種類	(ろ) 倍率
(1)	日本工業規格A6901に規定する厚さ12.5mm以上のせっこうボード（屋外壁等以外に用いるものに限る。）を、次の表に掲げるねじによって15cm以下の間隔で柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように緊結した壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の10分の8未満である場合にあっては、当該軸組の両端の柱の距離は2m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、柱及び間柱の片側に高さが横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁を有するものとする。）	0.6に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値

注：本内容は性能表示事項1-2・1-3にも適用できる。

表 せっこうボード用ねじの仕様

	ねじの種類	記号	連結方法	ねじ頭径 (許容差)	胴径 (許容差)	長さ (許容差)	材質 (※)
A	せっこう		ロール連結				
B	ボートねじ		テーブ連結				
C	28mm		バラ入れ				
D	せっこう		ロール連結				
E	ボートねじ		テーブ連結				
F	32mm		バラ入れ				

【めっき処理】

例)

JIS H8610に定める表面処理JIS H8610(電気亜鉛メッキ)に規定する一種A一級、B1級又は二種二級の防錆処理を施す。

本表は、申請仕様に併せて適宜修正してください。
許容差を設定している場合には、その値を記載してください。

めっき処理が限定されている場合には、その仕様を記載してください。

※例) SWCH11A (JIS G3539) 同等の品質 (化学成分：単位%)

	C (炭素)	Si (ケイ素)	Mn (マンガ)	P (リン)	S (硫黄)	Al (アルミニウム)
含有量						

上表で記入した「材質」がJIS製品ではない場合、同等性を示す品質等を記載してください。



上記表の寸法が記載されている図を貼り付けてください。

図1 せっこうボード用ねじ (A~C)



上記表の寸法が記載されている図を貼り付けてください。

図2 せっこうボード用ねじ (D~F)

7. 試験の内容

(1) 試験の結果

当該試験の対象である「せっこうボードとねじを用いた準耐力壁」が、6. 当該特別評価方法によって代えられる評価方法基準の内容を満たしていることを、面内せん断試験(詳細は8の8.1参照)の結果をもとに評価するものである。

上記6. 表のAのねじ(材質: SWCH11A(JIS G3539)同等)について、8の8.1に掲げる試験体を用いて、8の8.1の(1)に掲げる測定方法により測定を行った結果、短期基準せん断耐力 P_o は、●(kN)であり、壁倍率 $[P_o \times \alpha \times (1/1.96) \times (1/L) \times (H/h_o)]$ (※)は0.6であった。

【注意】 その他、ねじの種類が複数ある場合には、その種類において材質・長さ等が異なることで面内せん断試験を実施したねじと同等以上である根拠を記載してください。

以上の結果から、6. に示す「ねじとせっこうボードを用いた準耐力壁」に係る特別評価方法は6. の評価方法基準の部分に代え得るものと判断する。

※ (1) 試験の結果における記号等は、以下を示す。

P_o : 短期基準せん断耐力 (kN)

α : 考えられる耐力低減の要因を評価する係数で、耐力壁の構成材料の耐久性、使用環境の影響、施工性の影響、壁量計算の前提条件を満たさない場合の影響等を勘案して定める係数。

1.96 : 倍率=1を算定する数値 (kN/m)

L : 試験体の壁の長さ (m)

H : 試験体の横架材間内法寸法

h_o : 試験体の壁の高さ

8. 試験の概要

8.1 面内せん断試験

(1) 測定方法

柱脚固定式（又は、タイロッド式）の面内せん断試験を行う場合の試験体の設置方法は、試験体の土台をM16ボルトで3ヶ所、試験装置の定盤に固定する。試験体頂部のはりは、ローラーを用いて両面から挟み込み支持とする方法とした。

加力方法は、はりの軸心を加力点として油圧ジャッキにより加力した。荷重の検力は、ジャッキ先端に取り付けたロードセルを用いた。

変位の測定は、変位計を用いて測定し、データの収録はロードセル及び変位計を静デジタルひずみ測定器及びコンピュータシステムに接続して行った。

载荷履歴は、正負交番繰り返し加力とし、繰り返し履歴を見かけのせん断変形角(γ_0)、1/450、1/300、1/200、1/150、1/100、1/75、1/50rad（タイロッド式の場合は、真のせん断変形角(γ_0)、1/600、1/450、1/300、1/200、1/150、1/100、1/75、1/50rad）を標準として行った。

実際に行った試験の測定方法を記載してください。

(2) 測定場所

財団法人 ●●●●●
責任者：●●●●●
試験担当者：●●●●●

(3) 測定日時

平成●●年●●月●●日

(4) 試験体の仕様

試験体の詳細は以下の通りとし、試験は3体行った。(試験体の仕様は図-1 参照)

	仕様詳細
試験体寸法	
面材	
ねじ	
ねじ打ち間隔	
軸組材料	
柱仕口	
木材の密度、含水率 (電気抵抗式水分計)	

寸法・材質・含水率等を、試験成績書の記載にあわせて記入してください。



試験体図を貼り付けてください。

図-1 試験体詳細図 (mm)

(5) 測定結果

面内せん断試験結果及び壁倍率を表-1に示す。なお、壁倍率の算定方法は以下の通りである。

①短期基準せん断力 P_o の算定

短期基準せん断耐力 P_o は、下記の (a) ~ (d) で求めた耐力の平均値に、それぞれのばらつき係数を乗じて算出した値のうち最も小さい値とする。なお、ばらつき係数は、母集団の分布形を正規分布とみなし、統計的処理に基づく信頼水準75%の50%下側許容限界をもとに次式により求める。

$$\text{ばらつき係数} = 1 - CV \cdot k$$

ここで、CV：変動係数

k：試験体数に依存する定数 (n=3の場合0.471)

- | |
|--|
| (a) 降伏耐力 P_y |
| (b) 終局耐力 P_u に (0.2/Ds) を乗じたもの |
| (c) 最大耐力 P_{max} の2/3 |
| (d) 特定変形 (柱脚固定式：見かけのせん断変形角 1/120rad) 時の耐力
(タイロッド式：真のせん断変形角 1/150rad) 時の耐力 |

②短期許容せん断力 P_a の算定

短期許容せん断力 P_a は次式により算定する。ただし、 α は水分等によるねじの側面抵抗の低下、面材の剥離抵抗及び剛性の低下などを考慮し、3/4とした。

$$P_a = P_o \times \alpha$$

ここで、 P_a ：短期許容せん断耐力 (kN)

P_o ：短期基準せん断耐力 (kN)

α ：考えられる耐力低減の要因を評価する係数で、耐力壁の構成材料の耐久性、使用環境の影響、施工性の影響、壁量計算の前提条件を満たさない場合の影響等を勘案して定める係数。

③壁倍率の算定

倍率は下式により算定する。

$$\text{倍率} = P_a \times (1/1.96) \times (1/L) \times (H/ho)$$

ここで、 P_a ：短期許容せん断耐力 (kN)

1.96：倍率=1を算定する係数 (kN/m)

L：試験体の長さ (m)

表-1 面内せん断試験結果

	P_y	$P_u \times (0.2/Ds)$	$P_{max} \times (2/3)$	1/150rad時の耐力
試験体①				
試験体②				
試験体③				
平均値				
ばらつき係数				
平均値×ばらつき係数				
		短期基準せん断耐力 P_o		
		短期基準せん断耐力 P_a		

※ 表中の記号等は、以下を示す。

P_y ：降伏耐力 (kN/1.82m)

P_u ：終局耐力 (kN/1.82m)

Ds ：構造特性係数 $1/\sqrt{2\mu - 1}$

μ ：塑性率

P_{max} ：最大耐力 (kN/1.82m)

P_o ：短期基準せん断耐力 (kN/1.82m)

P_a ： $P_o \times \alpha$ (kN/1.82m)

試験結果の値を、試験成績書の記載にあわせて記入してください。

8.2 接合耐力試験（引抜き試験、せん断試験）

<留意事項>

※ねじの種類が複数ある場合には、その種類において材質・長さ等が異なることで面内せん断試験を実施したねじと同等以上である根拠を示す必要があります。その根拠として実施した試験の概要を記載してください。

※記載例は、8.1の面内せん断試験を参照してください。

(1) 測定方法

- ①引抜き試験
- ②せん断試験

(2) 測定場所

(3) 測定日時

(4) 試験体

(5) 試験結果

- ①引き抜き試験結果
- ②せん断試験

9. 製造・施工要領書等

(1) 施工仕様書

※準耐力壁の施工仕様書（詳細な手順書）、施工管理規定等を提出してください。

※施工詳細図（構造詳細図、面材端部から釘打ち位置までの距離、面材の割り付け図等）を記載してください。

(2) 面材等の品質管理規定（JIS規格品以外の場合）

※材料受入、加工工程、製品検査、保管及び運搬等に関する品質管理規定を一覧表等にまとめて記載してください。

(3) 接合具等の品質管理規定（JIS規格品以外の場合）

※材料受入、加工工程、製品検査、保管及び運搬等に関する品質管理規定を一覧表等にまとめて記載してください。

10. 試験成績書

<留意事項>

※試験の実施場所は、公的試験機関又は自社試験も可とします。

※公的試験機関の試験報告書は原文のまま添付してください。

※自社試験の場合は、試験の信頼性が確認できるものとして、以下の項目が明確である正式な試験報告書を添付してください。

- ・試験責任者及び担当者
- ・試験の種類及び目的
- ・試験実施日及び試験場所
- ・試験体の形状・寸法・数、試験方法、試験装置、試験結果（ $P - \delta$ ）等
- ・試験装置・試験体・試験状況・破壊状況等の記録写真

※実施した試験の試験項目、試験規格、試験装置、試験実施日、試験実施機関等について、一覧表（下表参照）を冒頭に添付してください。

※「試験項目」は、提出した試験項目の全てを記載してください。

「試験規格」は、JIS、JAS、その他の規格等（社内規格も含む）の規格番号及び規格名を記載してください。

「試験装置」は、主な試験装置を記載してください。

「試験実施日」は、試験を実施した期間の年月日を記載してください。

「試験実施機関」は、試験機関名、試験機関の区分（下記記載例参照）を記載してください。また、海外試験機関の場合は国名も記載してください。

「備考」は、提出図書中の掲載箇所等を記載してください。

< 記載例 >

整理番号	試験項目	試験規格	試験装置	試験実施日	試験実施機関	備考
1						
2						
・						

※1：①国立試験機関、②公立試験機関、③特殊法人、④財団法人、⑤社団法人、
⑥民間企業（他社）、⑦民間企業（自社）、⑧大学、⑨海外、⑩その他

< 添付書類例 >

- (1) 面内せん断試験報告書
- (2) 面外曲げ試験報告書
- (3) 落錘式衝撃試験報告書
- (4) その他の試験報告書

※釘側面抵抗試験、釘貫通試験、釘せん断試験、釘引き抜き試験、釘単体の試験

※強度試験及び耐久性試験等、JIS又はJASに準じて行った試験報告書を添付してください。

11. 関連資料

※構造方法等の認定書

※製品検査証明書

※その他、試験に必要な資料を添付してください。

12. 指摘事項回答書

※審査委員会における受付ヒアリング及び担当試験員による審査における指摘事項回答書を添付してください。

8. 図書最終版の作成要領

(1) 図書最終版の提出について

試験が終了した案件は、速やかに図書最終版をファイル形式に製本し、2部担当職員へ提出してください。提出していただいた2部のうちの1部は、担当職員において内容を確認後、当財団最終版確認印を押印のうえ、返却致します。

[2部の内訳]当財団保管分1部、申請者保管分1部

図書最終版とは、申請時、部会及び委員会でご提出頂いた説明用図書全般で、指摘された事項等について変更、修正、差し替え等を行った最終の図書です。その他、委員会及び部会における指摘事項回答書を末尾に入れてください。

(2) 図書最終版の仕様について

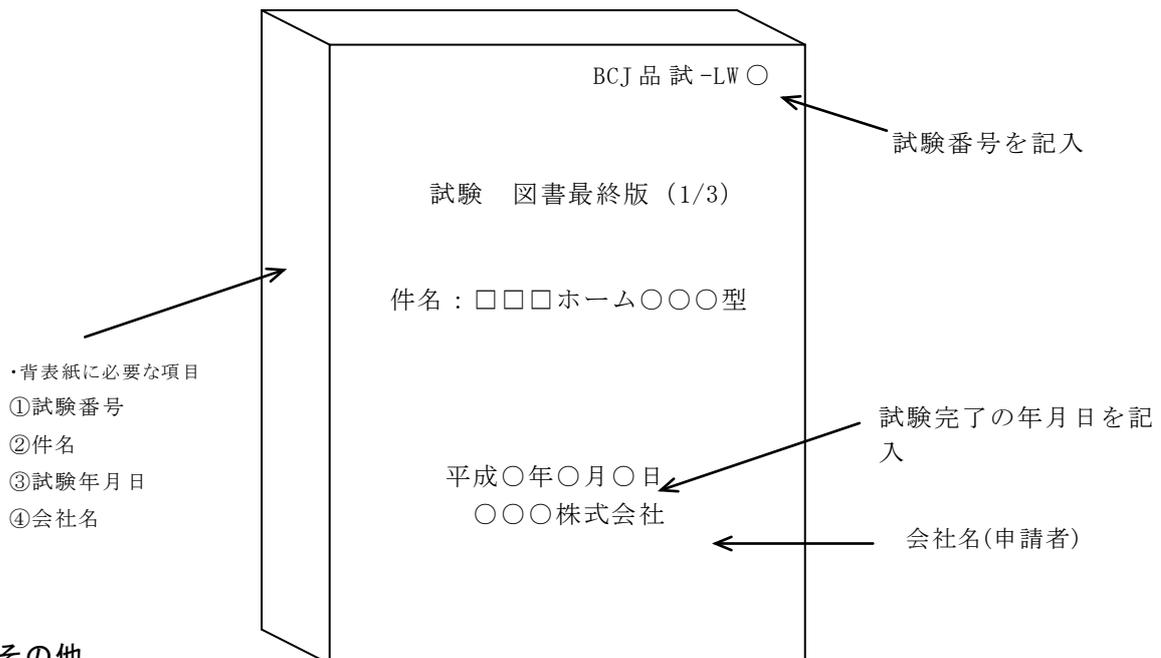
2)-1 仕様

- 1) A4版のファイル（チューブファイル等）とし、原則両面コピーとしてください。
- 2) 表紙及び背表紙に容易に剥がれないよう、試験番号、件名、試験年月日、申請者名等を記載してください。ファイルが分冊になる場合は、各々に○/○を記載し、分冊である旨がわかるようにしてください。

2)-2 構成

- 1) 試験用提出図書一式（業務方法書を参照。なお、試験申請書は、受領印の押印されたものの写しとし、委員会及び部会に提出した資料は、整備して、全て掲載してください。章番号は異なっても、中身が分かり易くきちんと整備されていればOKです。）
- 2) 指摘事項回答書

(3) 図書最終版の仕様(製本イメージ)



4. その他

- 1) 試験において、同時に複数の試験申請が行われ完了し、かつ試験用提出図書がほぼ同一の場合は、まとめて最終版を作成しても構いません。
- 2) 国土交通大臣の特別評価認定書が交付されましたら、お手数ですが、担当職員へコピーを提出してください。